

宮崎県ヘリテージマネージャー登録実施要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人宮崎県建築士会（以下「本会」という。）は、歴史文化遺産を活用、保全し、地域づくりに貢献できる能力を有する人材を「宮崎県ヘリテージマネージャー（以下「マネージャー」と言う。）」として登録する。

(登録の要件)

第2条 マネージャーとして登録するためには、宮崎県ヘリテージマネージャー養成講習会の全講義を履修しなければならない。

2 マネージャーとして登録出来るのは、本会正会員に限る。

(登録の申請)

第3条 マネージャーの登録をしようとする者（以下「登録申請者」）は様式第1号に次の書類を添付し、本会に登録を申請しなければならない。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 宮崎県ヘリテージマネージャー登録原簿（様式第2号） | 1部 |
| ※写真（縦4cm×横3cm、上半身、無帽）1枚を貼付けたもの | |
| (2) 宮崎県ヘリテージマネージャー養成講習会修了証の写し | 1部 |

(登録及び登録証の交付)

第4条 本会は、前条により登録の申請があった場合は、「宮崎県ヘリテージマネージャー登録原簿」に登録する。

2 本会は、前項の規定により登録を行った場合は、登録申請者に「宮崎県ヘリテージマネージャー登録証」を交付する。

(登録内容の変更)

第5条 宮崎県ヘリテージマネージャーの登録原簿の登録者（以下「登録者」）が、登録内容を変更した場合は、様式第3号により速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 本会は、次の各号の一つに該当する場合は、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が登録の取り消しを希望したとき。
- (2) 登録申請書及び添付書類の記載事項と事実と相違があるとき。
- (3) 登録者が建築士法に基づく建築士の資格を取り消されたとき。
- (4) 登録者が本会及び宮崎県ヘリテージマネージャーの信用又は品位を害する行為をしたとき。

(施行細則)

第7条 その他この要項の施行に関し、必要な事項は本会の会長が定める。

(附則)

この要項は、平成30年3月15日から適用する。